証券コード 5572 2023年10月10日 (電子提供措置の開始日2023年10月4日)

株主各位

東京都千代田区大手町一丁目6番1号 株式会社Ridge-i 代表取締役社長 柳原 尚史

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記の通り開催いたしますのでご通知申し上げます。 本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)に ついて電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第8期定時株主総 会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://ridge-i.com/ir/meeting/



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(リッジアイ)または証券コード(5572)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



なお、当日ご出席されない場合は、事前にインターネットまたは書面により議決権を行使いただくことも可能です。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年10月25日(水曜日)午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

【書面による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使】

当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://soukai.mizuho-tb.co.jp/)にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって上記の行使期限までに賛否をご入力ください。ご不明な点がございましたら、株主名簿管理人 みずほ信託銀行証券代行部 電話0120-768-524までお問合せください。

敬具

記

- 1. 日時 2023年10月26日 (木曜日) 午前10時00分
- 2. 場所 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア イーストタワー2階 大手町ファーストスクエアカンファレンスRoomA
- 3. 目的事項

報告事項 第8期(2022年8月1日から2023年7月31日まで)事業報告および計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 資本金の額の減少(減資)の件

第2号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして 取り扱わせていただきます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

会社法改正により、電子提供措置事項について1頁に掲載しております各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項の記載を含む書面をお送りいたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席されない株主様につきましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、書面 (郵送) またはインターネットにより事前に議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

書面(郵送)またはインターネットにより議決権をご行使される場合



書面(郵送)により 議決権をご行使される場合



2023年10月25日(水曜日) 午後6時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、 行使期限までに到着するようご返送ください。郵送 の際は、同封の記載面保護シールをご利用ください。 各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の 表示があったものとして取り扱います。



インターネットにより 議決権をご行使される場合



2023年10月25日 (水曜日) 午後6時30分入力分まで

次頁の「インターネットによる議決権行使のご利用上 の注意点」をご参照のうえ、行使期限までに賛否を ご入力いただき、ご送信ください。

株主総会にご出席される場合



開催日時

2023年10月26日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。



東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア イーストタワー2F 大手町ファーストスクエアカンファレンスRoom A

■ インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

1 「スマート行使」(スマートフォン用議決権行使ウェブサイト)による方法

同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを スマートフォン等にてお読み取りいただき、「スマート行使」 ヘアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力 ください。

なお、議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。



う 議決権行使コード・パスワード入力による方法 https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

「議決権行使ウェブサイト」(上記URL)にアクセスいただくか右にあるQRコードをお読みとりいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。



なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

(注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。QRコードを読み取れるアプリケーション(または機能)の導入が必要です。







- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。今回の総 会のみ有効です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは、一定回数以上連続して間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

以降は画面の案内に従って 替否をご入力ください。

● ご注意

- [スマート行使]による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、 お手数ですが上記 2. に記載の方法でご修正いただきますようお願 い申しあげます。
- ■書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合 は、インターネットによるものを有効とします。インターネットに て複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- インターネット接続・利用に係る費用は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器 にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によって はご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行証券代行部(以下)までお問い合わせください。

▶議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

20120-768-524 (年末年始9:00~21:00)

▶上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

函 0120-288-324 (平日 9:00~17:00)

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金の額の減少(減資)の件

当社は、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第 1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、本件は純資産の部の科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式総数の変更はないため、1株当たりの純資産額に変更を生じるものではなく、また、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

(1)減少する資本金の額

資本金の額365,650,000円を355,650,000円減少して、減少後の資本金の額を10,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額を減少するものであります。減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日 2023年12月1日

第2号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件

現任の監査等委員でない取締役6名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘はございませんでした。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	候補者	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 の株式数			
1	再任	が 原 治 サ 柳 原 治 史 (1981年2月5日生)	2003年 4 月 NTTコミュニケーションズ株式会社 入社2006年 8 月 HSBC Services Japan 入社2010年 2 月 大和証券キャピタルマーケッツ株式会社(現 大和証券株式会社) 入社2012年 7 月 ブラックロック・ジャパン株式会社 入社2016年 7 月 当社創設 代表取締役社長(現任)	1,150,400 株			
	柳原內	【選任理由】 柳原尚史氏は、創業から代表取締役社長として事業の発展を牽引してきました。今後も事業拡大及び 経営全般に対する適切な役割を期待できることから引き続き取締役候補者といたしました。					
2	再任	が * * * * 和 * 樹 (1990年4月11日生)	2015年 4 月 株式会社フォワードネットワーク 入社 2017年 1 月 当社 入社 2021年 5 月 当社 執行役員 2021年 10月 当社 執行役員開発部長 2022年 2 月 当社 執行役員プロフェッショナルサービ ス事業部長兼開発部長 2022年 6 月 当社 取締役プロフェッショナルサービス 事業部長兼開発部長(現任)	_			
【選任理由】 市來和樹氏は、AI領域におけるプロジェクトマネジメントとエンジニアリングにおける豊基づき、技術分野の責任者として当社の開発部門を牽引するとともに、当社の成長及び事業していることから、引き続き取締役候補者といたしました。							

候補者 番号	候補者	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 の株式数
3	再任	小 松 荣 佳 (1981年1月29日生)	2003年 4 月 富士重工業株式会社 入社 2007年 9 月 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ 入社 2017年 4 月 当社 入社 2018年 6 月 当社 取締役 2021年 10月 当社 取締役 2022年 6 月 当社 取締役コンサルティング部長 (現任)	300,000株
	ンサル	平佳氏は、事業会社及び ティング経験に基づき、	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	を牽引すると
4	再任	中が井 第 (1972年8月12日生) 里由】	2001年 6 月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 2003年 4 月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 2008年 12月 株式会社プロロジス 入社 2011年 2 月 株式会社エー・ピーカンパニー(現 株式会社エー・ピーホールディングス)入社 2014年 6 月 同社 取締役管理本部長 2019年 5 月 当社 入社 2019年 10月 当社 執行役員管理部長 2022年 6 月 当社 取締役管理部長(現任)	_
			業会社での就業を経て、管理分野の責任者として当社の管 事業拡大に貢献していることから、引き続き取締役候補者	

候補者 番号	候補者	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 の株式数
5	再任 社外 独立	西 村 竜 彦 (1979年1月3日生)	2003年 4 月 ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズ株式会社(現ソニー株式会社)入社 2013年 6 月 株式会社産業革新機構(現株式会社産業革新投資機構(INCJ))入社 2017年 10月 株式会社QPS研究所 社外取締役(現任)2017年 12月 株式会社ispace 社外取締役 2018年 6 月 UMITRON PTE.LTD.社外取締役(現任)2019年 3 月 当社 社外取締役(現任)	_
	び財務にな成長。	面にも精通しており、当 と中長期的な企業価値向	金融業界での勤務経験及び豊富な投資先の企業経営の経験か 社における社外取締役としてのこれまでの実績を踏まえ、 上に向けた経営の適切な監督および経営の健全性確保に貢 引き続き取締役候補者といたしました。	当社の持続的
6	再任 社外 独立	っぱ ^{きやま} よし ^{あ き} 椿 山 善 昭 (1965年10月10日生)	1988年 4 月 日本バルカー工業株式会社(現 株式会社 バルカー)入社 2008年 4 月 同社 執行役員PMグループプロダクトマネージャー 2020年 4 月 同社 常務執行役員H&S営業本部長 2022年 4 月 同社 常務執行役員事業変革推進室長 2022年 10月 当社 社外取締役(現任) 2023年 4 月 株式会社バルカー 専務執行役員CSO兼 CQO(現任)	_
	営業面(善昭氏は、メーカーでの! こも精通しており、当社∙	勤務経験及び執行役員としての豊富な企業経営の経験から の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の ただくことが期待できるものと判断し、引き続き取締役候	適切な監督お

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

ました。

2. 西村竜彦氏および椿山善昭氏は社外取締役候補者であります。

- 3. 当社は、西村竜彦氏および椿山善昭氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
- 4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案の候補者は当該保険の被保険者となっており、取締役候補者の選任が承認されますと引き続き被保険者となり、次回更新は2024年4月に予定しております。なお、その契約内容の概要は、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求(株主代表訴訟を含む。)等に起因して、被保険者が被る損害(防御費用、損害賠償金及び和解金)を補償対象としています。
- 5. 西村竜彦氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって4年7ヶ月であります。
- 6. 椿山善昭氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって1年であります。
- 7. 当社は、取締役候補者西村竜彦氏および椿山善昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

_ 9 _

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現任の監査等委員である取締役3名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりま す。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

1979年 4 月 日興証券株式会社(現 S MBC 日興証券株式会社)入社 2002年 12月 日興コーディアル証券株式会社(現 SMBC 日興証券株式会社)入社 2005年 9 月 日興アイ・アール株式会社 常勤監査役 2006年 11月 同社 常務取締役 企画管理本部長 2008年 6 月 日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社(現 日興リサーチセンター株式会社) 取締役社長 2009年 10月 日興コーディアル証券株式会社(現 SMBC 日興証券株式会社) 執行役員 2013年 3 月 SMBC日興証券株式会社常務執行役員金融市場共同本部長兼調査共同本部長(金融経済調査部担当) 2014年 6 月 日本相互証券株式会社常務取締役管理本部長 2018年 7 月 株式会社カスタマーディライト 常勤監査役 2020年 11月 当社常勤監査役 2022年 5 月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	候補者 番号	候補者	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 の株式数
【選仟理由】	1	独立	(1956年7月22日生)	式会社)入社 2002年 12月 日興コーディアル証券株式会社(現 SMBC 日興証券株式会社)入社 2005年 9月 日興アイ・アール株式会社 常勤監査役 2006年 11月 同社 常務取締役 企画管理本部長 2008年 6月 日興フィナンシャル・インテリジェンス株 式会社(現 日興リサーチセンター株式会社) 取締役社長 2009年 10月 日興コーディアル証券株式会社(現 SMBC 日興証券株式会社) 執行役員 2013年 3月 SMBC日興証券株式会社 常務執行役員金融市場共同本部長兼調査共同本部長(金融経済調査部担当) 2014年 6月 日本相互証券株式会社 常務取締役管理本部長 2018年 7月 株式会社カスタマーディライト 常勤監査役	_

松本範平氏は、金融機関の勤務経験及び役員経験から財務面に精通しかつ企業経営における豊富な経 験を有しており、当社における監査役及び取締役としてのこれまでの実績を踏まえ、当社の持続的な成 長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督および経営の健全性確保に貢献いただくことが 期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者 番号	候補者	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 の株式数			
2	再任社外独立	樂 本 健 夫 (1965年1月1日生)	1988年 4 月 日本銀行 入行 2003年 10月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査 法人)入所 2009年 1 月 とちもと公認会計士事務所 所長・代表公 認会計士(現任) 2011年 7 月 株式会社クレド 代表取締役(現任) 2015年 5 月 スター・マイカ株式会社 監査役 2018年 11月 株式会社トランザクション取締役(監査等 委員)(現任) 2019年 3 月 当社 監査役 2022年 5 月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	_			
l .	【選任理由】						
3	再任社外独立	齊 藤 友 紀 (1979年10月22日生)	2008年 12月 阿部隆徳国際法律特許事務所 入所 2009年 7 月 TOMO法律事務所 入所 2016年 9 月 株式会社Preferred Networks 入社 2018年 11月 株式会社メルカリ 入社 2019年 4 月 株式会社ジーネクスト 社外監査役 (現任) 2019年 7 月 株式会社アーリーワークス 社外監査役 2019年 12月 法律事務所LAB-01 代表弁護士 (現任) 2021年 5 月 株式会社のbility Technologies 入社 2021年 6 月 株式会社スカイマティクス 社外監査役 2022年 5 月 Cohh株式会社 代表取締役 (現任) 2022年 5 月 当社 取締役 (監査等委員) (現任) 2022年 5 月 ファイメクス株式会社 社外取締役 (現任)	_			
	【選任理由】						

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 松本範平氏、櫟本健夫氏および齊藤友紀氏は社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は、松本範平氏、櫟本健夫氏および齊藤友紀氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
 - 4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案の候補者は当該保険の被保険者となっており、取締役候補者の選任が承認されますと引き続き被保険者となり、次回更新は2024年4月に予定しております。なお、その契約内容の概要は、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求(株主代表訴訟を含む。)等に起因して、被保険者が被る損害(防御費用、損害賠償金及び和解金)を補償対象としています。
 - 5. 松本範平氏の監査等委員である社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって1年5ヶ月であります。
 - 6. 櫟本健夫氏の監査等委員である社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって1年5ヶ月であります。
 - 7. 齊藤友紀氏の監査等委員である社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって1年5ヶ月であります。
 - 8. 当社は、監査等委員である取締役候補者松本範平氏、櫟本健夫氏および齊藤友紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以上

事業報告

(自 2022年8月1日) 至 2023年7月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、「データ・AIを駆使した最先端技術とビジネス知見を用いて、未解決の課題に挑み、新しい社会を実現する」をミッションとして掲げ、AI(人工知能)領域のコンサルテーションとソリューション開発を軸に、ディープラーニングを中心とした先端技術の持つ可能性を、技術とビジネスの両面に精通したプロフェッショナルが、ニーズに合わせて最適な技術を選択し提案・開発・提供を行っています。

主なプロジェクトは、大手製造業などとの人工知能(AI)の共同開発や学習済モデルの開発提供となっております。当事業年度においても、前事業年度から継続している大手企業の顧客を中心にAIプロジェクトの執行を行いましたが前事業年度の大型案件が完了した一方で当事業年度は前事業年度ほどの大型案件の獲得ができなかったことから売上が減少しました。一方、生成AIの開発や利用など新たなニーズが出てきておりそれに対応したプロジェクトの獲得や研究開発を進めました。

その結果、当事業年度の売上高は790,384千円(前年同期比18.4%減)となりました。 売上総利益については、プロジェクトの採算性は変わらなかったため売上高総利益率は前事業年度と同程度でしたが上記の売上高減少に伴い515,648千円(前年同期比15.8%減)となりました。営業利益については、上記により売上総利益が減少した一方で、前事業年度にプロダクト開発が完了したことによる研究開発費の減少と営業外注費用の削減により70,346千円(前年同期比24.7%増)となりました。経常利益については、前事業年度は東京都からのプロジェクトによる助成金収入52,605千円がありましたが当事業年度は63千円のみとなり、一方で当事業年度は上場関連費用が発生したことにより60,896千円(前年同期比44.4%減)となりました。当期純利益については、前事業年度に繰延税金資産41,784千円を計上したことによる法人税等調整額の計上がありましたが、当事業年度は特別な計上がなかったことにより44.564千円(前年同期比70.3%減)となりました。

なお、当社の事業セグメントはカスタムAIソリューション事業の単一セグメントのため、 セグメント別の記載は省略しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資等の金額は2,926千円です。その主な内容は、サーバーやパソコンの購入になります。

(3) 資金調達の状況

2023年4月26日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資により、総額531百万円の資金調達を行いました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位:千円)

区分	2020年7月期 第5期	2021年7月期 第6期	2022年7月期 第7期	2023年7月期 第8期 (当事業年度)
売上高	354,117	419,445	968,521	790,384
営業利益(営業損失△)	△166,246	△156,560	56,403	70,346
経常利益 (経常損失△)	△162,957	△147,401	109,500	60,896
当期純利益 (当期純損失△)	△163,287	△148,761	150,061	44,564
1株当たり当期純利益 (当期純損失△) (円)	△52.25	△44.69	43.32	12.54
総資産	678,695	1,392,476	1,561,255	2,062,668
純資産	632,325	1,263,563	1,413,624	1,989,487

(注) 2022年12月27日開催の臨時株主総会決議により、2023年1月4日付で株式10株を1株に併合しておりますが、第5期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、2023年9月に3ヶ年の中期計画を策定し、その達成に向けて事業の拡大を図ります。そのための対処すべき課題としては、先端技術の研究開発及び開発体制の強化、他社との共同事業や事業提携活動の拡大、優秀な人材の確保と育成、情報管理及び内部管理体制の強化があり、これらの達成に向けて取り組んでまいります。

(6) 主要な事業内容

事業	主要製商品・サービス
	ディープラーニングを中心とした先端技術の持つ可能性を、技術とビジネスの両面に精通したプロフェッショナルが、ニーズに合わせて最適な技術を選択し提案・開発・提供を行っています。

(7) 主要な営業所(2023年7月31日現在)

名 称	所 在	地
本社	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	大手町ビル438

(8) 従業員の状況 (2023年7月31日現在)

	従	業	員	数		
29名	(前事	業年	度末	民比8名源	或)	

- (9) 重要な親会社及び子会社の状況 親会社及び子会社はありません。
- (10) 主要な借入先の状況 (2023年7月31日現在) 該当事項はありません。
- (11) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針 該当事項はありません。
- (12) その他会社の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

12,000,000株

(2) 発行済株式の総数

3,794,130株(自己株2株を含む)

(3) 株主数

2,350名

(4) 大株主 (上位10名)

(2023年7月31日現在)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
柳原尚史	1,150	30.32
株式会社柳原ホールディングス	660	17.40
株式会社バルカー	416	10.98
小松平佳	300	7.91
特定金外信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	217	5.73
株式会社荏原製作所	83	2.20
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	58	1.53
杉山一成	40	1.05
五味大輔	20	0.53
本荘良一	20	0.53

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式(2株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容 の概要

名称	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2018年10月1日	2019年10月29日	2021年7月12日
新株予約権の数	100,000個	920,000個	18,000個
保有人数 取締役(監査等委員であ る取締役及び社外取締役 を除く)	2名	2名	1名
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払 い込みは要しない	新株予約権と引換えに払 い込みは要しない	新株予約権と引換えに払 い込みは要しない
新株予約権の目的である 株式の種類及び数	普通株式 10,000株	普通株式 92,000株	普通株式 1,800株
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	1 株につき30円	1 株につき200円	1株につき600円
新株予約権の行使期間	2020年10月1日~ 2028年9月30日	2021年10月29日~ 2029年10月28日	2023年7月12日~ 2031年7月11日
行使の条件	(注) 2	(注) 3	(注) 3

- (注) 1. 2022年12月27日開催の臨時株主総会により、2023年1月4日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、上記「新株予約権の目的である株式の数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は当該株式併合後の「新株予約権の目的である株式の数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を記載しております。
 - 2. 新株予約権の行使の条件
 - (1)本新株予約は次のいずれかの場合にのみ行使することができる。
 - (a)当社普通株式が日本国内の金融商品取引所または日本国外の証券取引市場に上場した場合
 - (b)当社の発行済株式(但し、潜在株式を除く。)に係る議決権の総数に占める、2018年10月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合
 - (2)(1)の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という。)が当社を懲戒解雇され、または、当社において諭旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者は、その保有する全ての本新株予約権を行使することができない。但し、当社の株主総会の決裁により特に行使が認められた場合は、この限りではない。

- (3)(1)の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引所に上場した場合、当該上場日から1年間経過する日まで、本新株予約権を行使することができない。
- (4)(1)の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競合する会社の役職員に就いた場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。)には、本新株予約権を行使することはできない。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1)本新株予約は、当社普通株式が日本国内の金融商品取引所または日本国外の証券取引市場に上場した場合にのみ行使することができる。
- (2)(1)の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という。)が当社を懲戒解雇され、または、当社において諭旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者は、その保有する全ての本新株予約権を行使することができない。但し、当社の株主総会の決裁により特に行使が認められた場合は、この限りではない。
- (3)(1)の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引所に上場した場合、当該上場日から1年間経過する日まで、本新株予約権を行使することができない。
- (4)(1)の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競合する会社の役職員に就いた場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。)には、本新株予約権を行使することはできない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2023年7月31日現在)

地位	氏名	担当又は重要な兼職の状況等
代表取締役社長	柳原尚史	
取締役	市來和樹	プロフェッショナルサービス事業部長兼開発部長
取締役	小 松 平 佳	コンサルティング部長
取締役	中 井 努	管理部長
取締役	西村 竜彦	株式会社INCJ マネージングディレクター 株式会社QPS研究所 社外取締役 UMITRON PTE.LTD. 社外取締役
取締役	椿山善昭	株式会社バルカー 専務執行役員CSO兼CQO
取締役(常勤監査等委員)	松本範平	
取締役(監査等委員)	櫟本健夫	とちもと公認会計士事務所 所長・代表公認会計士 株式会社クレド 代表取締役 株式会社トランザクション 取締役 (監査等委員)
取締役(監査等委員)	齊藤友紀	法律事務所LAB-01 代表弁護士 株式会社ジーネクスト 社外監査役 Cohh株式会社 代表取締役 ファイメクス株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役西村竜彦氏、取締役椿山善昭氏、取締役松本範平氏、取締役櫟本健夫氏、取締役齊藤友紀氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 監査等委員櫟本健夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 3. 監査等委員齊藤友紀氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する専門的な知識と経験を有するものであります。
 - 4. 常勤監査等委員松本範平氏は、金融機関の役員として企業経営の管理における経験を有するものであります。
 - 5. 情報収集の充実を図り、内部監査担当者等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・ 監督機能を強化するために松本範平氏を常勤の監査等委員として選定しております。

- 6. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役西村竜彦氏、取締役椿山善昭氏、取締役松本 範平氏、取締役櫟本健夫氏、取締役齊藤友紀氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重 大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とす る旨の責任限定契約を締結しております。
- 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び執行役員(既に退任または退職している者及び保険期間中に当該役職に就く者を含む)であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求(株主代表訴訟を含む)等に起因して、被保険者が被る損害(防御費用、損害賠償金及び和解金)を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反、身体の障害または財物の損壊に対する損害賠償請求並びに倒産に関する損害賠償請求などの場合には填補の対象としないこととしております。
- 8. 当社は、社外取締役である西村竜彦、椿山善昭、松本範平、櫟本健夫、齊藤友紀の5氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

- ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 当社は、2022年5月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に 係る決定方針を決議しております。決定方針の内容は次のとおりです。
 - (a) 基本報酬は、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、取締役の役位、職 責、在任年数、貢献度に応じて支給額を決定する
 - (b) 非金銭報酬は当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上へのインセンティブを図るため、ストックオプションを付与するものとし、付与数は役位と職責、貢献度に応じて決定する
 - (c) 各取締役の基本報酬及び非金銭報酬の個別配分額については、独立社外取締役及び監査等委員会の意見を踏まえ、取締役会決議により決定する

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容 の決定方法及び法定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認してお り、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等の総額

(単位:千円)

	対象となる	報			
区分	役員の員数	基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	計
取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	4名	64,800	_	_	64,800
社外取締役(監査等委員を除 く。)	1名	1,350	I	I	1,350
社外取締役(監査等委員)	3名	10,440	_	_	10,440
計	8名	76,590	_	_	76,590

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額については、これまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般の事情を勘案し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する報酬総額を年額100百万円以内とすることを2022年5月30日開催の株主総会で決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は6名です。また個別の役員5名の報酬額については、取締役会で決定しております。
 - 2. 監査等委員である取締役の報酬額については、当社の事業規模等を勘案し、監査等委員である取締役の報酬額を年額15百万円以内とすることを2022年5月30日開催の株主総会で決議しております。 当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役は3名です。また個別の役員3名の報酬額については、監査等委員である取締役の協議に一任しております。
 - 3. 取締役の員数は9名ですが、無支給者が1名いるため支給員数と相違しております。
 - 4. 上記のほか、取締役3名に対し特許に係る出願時支払金・登録時支払金800千円を支払っております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

区分	氏名		氏名 兼職先会社名		兼職先会社名	兼職の内容
					株式会社INCJ	マネージングディレクター
取締役	西	村	竜	彦	株式会社QPS研究所	社外取締役
					UMITRON PTE.LTD.	社外取締役
取締役	椿	Ш	善	昭	株式会社バルカー	専務執行役員CSO兼CQO
取締役監査等委員	櫟	本	健	夫	とちもと公認会計士事務所	所長・代表公認会計士
					株式会社クレド	代表取締役
					株式会社トランザクション	取締役(監査等委員)
					法律事務所LAB-01	代表弁護士
取締役監査等委員	齊	藤	友	紀	株式会社ジーネクスト	社外監査役
					Cohh株式会社	代表取締役
					ファイメクス株式会社	社外取締役

- (注) 1. 取締役椿山善昭氏は株式会社バルカーの執行役員を兼任しており、当社は同社との間に資本業務提携契約を締結しており、受託開発契約等の取引があります。
 - 2. その他重要な兼職先と当社との間に、資本関係及び取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	西村竜彦	当事業年度に開催された取締役会19回中の全てに出席致しました。 主に、IT業界および金融業界における豊富な経験と幅広い見識に基 づき、適宜発言を行っており、衛星ビジネスを中心に経営全般に関 して取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な 役割を果たしております。
取締役	椿山善昭	2022年10月27日の社外取締役選任後に開催された取締役会14回中の全てに出席致しました。主に、事業会社における豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、営業観点を中心に経営全般に関して取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役監査等委員	松本範平	当事業年度に開催された取締役会19回、監査等委員会14回の全てに出席致しました。主に金融機関における豊富な経験や幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、特に内部統制やガバナンス体制の構築に関して、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保及び監査等委員会の監査実施における適切な役割を果たしております。
取締役監査等委員	櫟 本 健 夫	当事業年度に開催された取締役会19回、監査等委員会14回の全てに出席致しました。主に公認会計士としての専門的見地や幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、特に財務・経理に関して、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保及び監査等委員会の監査実施における適切な役割を果たしております。
取締役監査等委員	齊藤友紀	当事業年度に開催された取締役会19回、監査等委員会14回の全てに出席致しました。主に弁護士としての専門的見地や幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、特に法務に関して、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保及び監査等委員会の監査実施における適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社監査等委員会は、監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、 新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての2百万円の報酬を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断する場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

また、監査等委員会は、会計監査人が独立性や専門性の観点からその職務を適切に遂行することが困難と認める場合、又は法令に違反する、公序良俗に反する、監査契約に違反する、もしくは監督官庁から処分を受けるなど、会計監査人としての信頼性や適格性に疑義が生じる事態が生じた場合は、会計監査人の解任又は不再任について検討を行います。

検討の結果、会計監査人を解任又は不再任とするべきと判断した場合は、株主総会に提出 される当該解任又は不再任にかかる議案の内容を決定します。取締役会は、監査等委員会の 当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任にかかる議案を株主総会に提出します。

- 6. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定または決議及び当該体制の運用状況について
 - ① 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、「内部統制システムに関する基本方針」として取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

(最終改定 2022年5月30日)

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合し、かつ企業倫理の遵守 および社会的責任を果たすために、「取締役会規程」を始めとする関連社内規程を整 備するとともに、全役職員に周知徹底させる。
 - (b) 会社は、法令、定款および社会規範等の遵守を目的とした「コンプライアンス規程」 を定め、取締役および使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - (c) 会社は、コンプライアンスに関する相談および通報等について「公益通報者保護規程」を定め、不正行為等の防止および早期発見を図る。
 - (d) 会社は、「内部監査規程」に基づき、業務運営および財産管理の実態について定期的 に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長および取締役(監査等委員)に報告 する。
 - (e) 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたない。反社会的勢力からの不当 要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をするとともに、公共機関等との間 で情報収集・交換ができる体制を構築し、反社会的勢力の排除に寄与する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
 - (b) 文書管理部署の管理部は、取締役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に 供する。
 - (c) 当社は業務上取り扱う情報について「情報セキュリティ基本規程」に基づき、必要な対策を実施する。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、「コンプライアンス・リスク管理委員会規程」を定めて、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、リスク発生時には速やかに対応を行うとともに必要な是正措置を行う。
- (4) 取締役(監査等委員であるものを除く)の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定が必要な場合には臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - (b) 取締役(監査等委員であるものを除く)は、責任と権限に関する事項を定めた「職務権限規程」および「職務権限明細」に基づき、適正かつ効率的に職務を執行する。
 - (c) 取締役(監査等委員であるものを除く)は原則として月1回開催される経営会議等を通じて緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。また、各部署の責任者が営業状況や各部署の業務執行状況の報告を行う。
- (5) 取締役(監査等委員)がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (a) 取締役(監査等委員) は、取締役(監査等委員) の指揮命令に服する使用人(以下、「監査等委員補助使用人」という。) を置くことを取締役会に対して求めることができる。
 - (b) 監査等委員補助使用人が取締役(監査等委員)の職務を補助すべき期間中の指揮権は、取締役(監査等委員)に委嘱されたものとして、取締役(監査等委員であるものを除く)の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、取締役(監査等委員)の事前の同意を得るものとする。

- (6) 取締役(監査等委員であるものを除く)及び使用人が取締役(監査等委員)に報告するための体制、その他の取締役(監査等委員)への報告に関する体制
 - (a) 取締役(監査等委員)は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役(監査等委員であるものを除く)および使用人からその職務執行状況を聴収し、また、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役(監査等委員であるものを除く)および使用人に説明および報告を求めることができる。
 - (b) 取締役(監査等委員であるものを除く)及び使用人は、会社に著しい損害を与える事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、あるいは、役職員による違法または不正行為を発見したときは、法令に従い、ただちに取締役(監査等委員)に報告する。
 - (c) 会社は、取締役(監査等委員)に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役(監査等委員であるものを除く)および使用人等に周知徹底する。
- (7) その他取締役(監査等委員)の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 代表取締役社長は、取締役(監査等委員)と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を行う。
 - (b) 取締役(監査等委員) は、取締役会および経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
 - (c) 取締役(監査等委員) は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度は、前事業年度に変更した監査等委員会設置会社の体制を1年間継続し、また2022年11月からは監査等委員でない社外取締役を2名体制としガバナンス体制の構築強化を行いました。また、内部監査については、2022年9月に取締役会で内部監査計画にかかる決議を行うとともに、プロフェッショナルサービス事業部及び管理部に対して内部監査を実施し、その結果は代表取締役社長および取締役(監査等委員)に報告を行っております。

コンプライアンス・リスク委員会を定期開催し、リスク管理体制の整備を行うとともに、 顧客クレーム情報や労務管理の状況、内部通報の発生にかかる報告を行うなど、リスク情報 の早期把握に努めております。

当事業年度の取締役会は、臨時も含めて19回開催し、適切な業務執行が行える体制を確保しております。また、毎月行われる経営会議においては、役員間の情報共有や業務執行における課題、取締役会の議題の事前検討を行っております。

取締役(常勤監査等委員)は、取締役会及び経営会議に毎月出席し、取締役及び使用人からその職務執行状況を聴収するとともに、稟議書、契約書等の重要書類の閲覧や取締役及び使用人に説明及び報告を求めることができる体制となっております。またコンプライアンス・リスク委員会にもオブザーバーとして参加し、リスク情報を把握できる状況となっております。また、前事業年度より全ての取締役(監査等委員)は、監査法人との情報共有を定期的に行っております。

貸借対照表 (2023年7月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,950,070	流 動 負 債	73,180
現金及び預金	1,720,780	買掛金	5,400
売掛金及び契約資産	197,116	未 払 金	20,048
仕 掛 品	1,442	未払法人税等	27,189
前 払 費 用	18,042	未払消費税等	8,125
その他	12,688	預 り 金	10,767
		そ の 他	1,650
固 定 資 産	112,597	負 債 合 計	73,180
有 形 固 定 資 産	5,274	(純資産の部)	
建物	0	株 主 資 本	1,989,487
工具、器具及び備品	5,274	資 本 金	365,650
無形固定資産	34,738	資本剰余金	1,578,024
ソフトウェア	34,738	資 本 準 備 金	1,030,649
投資その他の資産	72,584	その他資本剰余金	547,375
出資金	30	利 益 剰 余 金	45,814
敷金及び保証金	35,947	利 益 準 備 金	1,250
繰 延 税 金 資 産	36,607	その他利益剰余金	44,564
		繰 越 利 益 剰 余 金	44,564
		自 己 株 式	△1
		純 資 産 合 計	1,989,487
資 産 合 計	2,062,668	負 債 純 資 産 合 計	2,062,668

⁽注) 上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

(単位:千円)

		I	(十四・11 1/
科 目		金	額
売 上	高		790,384
売 上 原	価		274,736
売 上 総 利	益		515,648
販売費及び一般管理	費		445,301
営 業 利	益		70,346
営 業 外 収	益		
受 取 利 息 及 び 配 当	金	13	
助 成 金 収	入	63	
固 定 資 産 売 却	益	79	
そのの	他	44	201
営 業 外 費	用		
上 場 関 連 費	用	9,651	9,651
経 常 利	益		60,896
税引前当期純利	益		60,896
法人税、住民税及び事業	€ 税	11,156	
法 人 税 等 調 整	額	5,176	16,332
当期純利	益	アおります	44,564

(注) 上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

(単位:千円)

	株主資本									
			資本剰余金		利益剰余金					
	資本金 資本準備金 資本剰余金 合計		その他 資本剰余金		利益	その他 利益剰余金		自己株式	二 株王箕本	純資産合計
			準備金	繰越利益 剰余金	越利益 合計					
当期首残高	100,000	764,999	669,999	1,434,999	1,250	△122,624	△121,374	-	1,413,624	1,413,624
当期変動額										
新株の発行	265,650	265,650		265,650					531,300	531,300
繰越利益剰余金への振替			△122,624	△122,624		122,624	122,624		_	_
自己株式の取得								△1	△1	△1
当期純利益						44,564	44,564		44,564	44,564
当期変動額合計	265,650	265,650	△122,624	143,025	_	167,188	167,188	△1	575,862	575,862
当期末残高	365,650	1,030,649	·		1,250	44,564	45,814	△1	1,989,487	1,989,487

⁽注) 上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (a) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

什掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (a) 有形固定資産…定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3年

工具、器具及び備品 3年~8年

(b) 無形固定資産…定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 3年~5年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上して おりません。

(4) 収益及び費用の計ト基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

カスタムAIソリューション事業

当社は主として、初期導入フェーズにおける課題特定、全社戦略策定の支援、AIソリューションの開発及び実装等の受託請負契約による収益と、顧客との新規事業開発やプロダクト開発等の共同開発契約による収益を得ており、収益認識に関する会計基準(企業会計基準第29号)に基づき、契約ごとの履行義務に応じて収益を認識しております。

履行義務を充足する通常の時点は、受託請負契約は、顧客との契約における義務を履行することにより別の用途に転用することができない資産が生じ、また完了した部分について対価を収受する強制力のある権利を有していることから、主として履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。また、共同開発契約は、主として顧客との契約に基づいて一定期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、契約期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

- 一定期間にわたり履行義務を充足し収益認識する売上高
- (1)当事業年度の計算書類に計上した金額 売上高 352,287千円
- (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(金額の算出方法)

一定期間にわたり履行義務が充足される受託請負契約については、期末日における原価総額の見積りに対する累積実際発生原価の割合に応じた金額で履行義務の充足に係る進捗率を見積り(インプット法)、 当該進捗率に基づき収益を一定期間にわたり認識する方法にて計上しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない場合は、累積実際発生原価の範囲でのみ収益を認識しております。

(重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定)

見積総原価については、要求仕様及び開発途中の大きな設計の変更がなく、開発過程に想定外の大きな 工数が発生しないことを前提として、類似案件の開発経験を参考に一定の仮定をおいて算出しておりま す。しかし、顧客からの要請の高度化及び複雑化、また開発段階での要件及び納期変更等により、その仮 定が変更となる可能性があります。

(重要な会計上の見積りが翌事業年度の計算書類に与える影響)

見積総原価については、各プロジェクトの現況を踏まえて見直しを実施しておりますが、見積総原価に係る前提条件の変更等(要求仕様や設計の変更等)により見積額が変更となる可能性があり、翌事業年度の計算書類において認識する金額に影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

- (1)当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 36,607千円
- (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(金額の算出方法)

繰延税金資産の計上にあたっては、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積 もっております。

(重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定)

繰延税金資産の金額につきましては、将来に課税所得が発生することを前提として算出しております。 課税所得は、事業計画の基礎となる将来売上高及び将来営業損益に基づいて見積もっており、AI市場の需要予測を勘案した将来売上高、営業利益率、将来減算一時差異等の解消予定時期のスケジューリングを主要な仮定としております。

(重要な会計上の見積りが翌事業年度の計算書類に与える影響)

繰延税金資産については、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において認識する金額に影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記 有形固定資産の減価償却累計額

103,275千円

- 4. 株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 3,794,130株
 - (2) 当該事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 2株
 - (3) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項 該当事項はありません。
 - (4) 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項 該当事項はありません。
 - (5) 当該事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数 普通株式 224.150株
- 5. 税効果会計に関する注記 繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金等であります。 また、評価性引当額13.878千円を計上しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、事業活動に必要な資金を主に株式発行により調達しております。一時的な余資は普通預金としており、デリバティブ取引は行わない方針です。

当社は、プロジェクト管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金であること、その他は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから注記を省略しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

法人主要株主

	<u> </u>							
種類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
主要株主	株式会社 バルカー	(被所有) 直接 10.98%	資本業務提 携の締結	当社サービ スの販売 (注)	140,290	売掛金及び 契約資産	80,069	

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注)独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

カスタムAlソリューション事業	売上高
受託請負契約	459,568千円
共同開発契約	212,200千円
その他	118,616千円
顧客との契約から生じる収益	790,384千円
その他の収益	-千円
外部顧客への売上高	790,384千円

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 - 「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権 (期首残高) 72,562千円 顧客との契約から生じた債権 (期末残高) 88,748千円 契約資産 (期首残高) -千円 契約負債 (期前残高) 108,368千円 契約負債 (期前残高) -千円 契約負債 (期末残高) 1,650千円

契約資産は、顧客との受託請負契約について、契約ごとの履行義務に応じて収益を認識した未請求の履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該受託請負契約に関する対価は、契約条件に従い請求し、概ね1カ月以内に受領しております。

契約負債は、将来にわたって履行義務が充足される受託請負契約や共同開発契約に係る収益について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。この契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

9. 1株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額524円36銭1 株当たり当期純利益12円54銭

- (注) 当社は、2023年1月4日付で株式10株につき1株の株式併合を行っております。当該株式併合については、当事業年度の期首に株式併合が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
- 10. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年9月19日

株式会社Ridge-i 取締役会 御中

> 有限責任監査法人トーマツ 福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 室井 秀夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Ridge-iの2022年8月1日から2023年7月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を 検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2022年8月1日から2023年7月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2021年11月16日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年9月20日

株式会社Ridge-i 監査等委員会

 常勤監査等委員
 松 本 範 平 印

 監査等委員
 櫟 本 健 夫 印

 監査等委員
 齊 藤 友 紀 印

- (注) 1. 常勤監査等委員松本範平、監査等委員櫟本健夫及び齊藤友紀は、会社法第2条第15号及び第331 条第6項に規定する社外取締役であります。
 - 2. 重要な後発事象:当社は、2023年9月20日付の取締役会において、同年10月26日に開催予定の株主総会に当社の資本金の額の減少に関する議案を付議することを決議いたしました。
 - (1) 資本金の額の減少の目的

今後の当社における資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条 第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

- (2) 資本金の額の減少の要領
- ①減少する資本金の額

資本金の額365,650,000円を355,650,000円減少して、減少後の資本金の額を10,000,000円 といたします。

②資本金の額の減少の方法 払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額を減少するものであります。減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

- (3) 資本金の額の減少の日程
- ①取締役会決議日 2023年9月20日
- ②定時株主総会 2023年10月26日 (予定)

以上

定時株主総会会場ご案内図

会 場

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

大手町ファーストスクエア **イーストタワー 2階** 大手町ファーストスクエアカンファレンス **Room A**

※イーストタワー 1 階カンファレンス用受付にて セキュリティパスをお受け取りください。

交 通

東京メトロ 東西線・丸ノ内線・千代田線・半蔵門線 都営地下鉄 三田線 各大手町駅(C8、C11、C12出口直結)





見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。